

平成 18 年 3 月 29 日

関 係 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅
(コード番号 4281)

問い合わせ先
財務経理部長 田中 健
Tel: 03-5449-6310

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 29 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 及び第 9 期定時株主総会の決議に基づき発行する新株予約権の具体的内容を、下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 10,000 株

各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株 とする。

なお、発行日後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1 株未満の端数は切捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記5.(2) の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

2. 新株予約権の総数 10,000 個

3. 新株予約権の発行価額および発行日

無償で発行するものとし、発行日は平成18年4月6日とする。

4. 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使時の払込金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレスにおける当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げ)、又は発行日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

5. 払込価額の調整

(1) 発行日後、次の または の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式(以下、「払込価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

当社普通株式につき分割または併合を行う場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使を除く。)

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(イ) 払込価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後払込価額を適用する日」(以下、「調整後払込価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における大阪証券取引所ヘラクレスにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当該価格のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 払込価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後払込価額適用日の1ヶ月前の日における当社普通株式の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ハ) 自己株式を処分する場合には、払込価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「一株当りの払込金額」を「一株当りの処分金額」に読み替えるものとする。

(2) 調整後払込価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後払込価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後払込価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行する。この場合に1円未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込価額} - \text{調整後払込価額}) \times \text{承認前行使株数}}{\text{調整後払込価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後払込価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
- (4) 払込価額の調整を行うときは、当社は調整後払込価額適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に公告または通知する。ただし、当該調整後払込価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年3月1日から平成25年2月28日まで

7. その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

8. 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

・ 新株予約権割当の要領

各対象者に対する新株予約権の割当数については、各対象者の職責および当社業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定するものとする。

また、対象者に対する新株予約権の割当てに際して、以下の要領の「新株予約権割当契約」を当社と各対象者の間で締結するものとする。

(新株予約権割当契約の要領)

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた対象者(以下、「新株予約権者」という。)のうち、当社および当社子会社の取締役、監査役および使用人は、権利行使時において当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、その他諸般の事情を考慮の上当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りではなく、その細目は新株予約権割当契約に定めるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを承継できるものとする。
- (4) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

(ご参考)

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成18年 1月 26日 |
| 2. 定時株主総会の決議日 | 平成18年 2月 24日 |

以 上